入園（転園）申込み後の確認事項

「認可保育園等申込みの手引き（令和9年度版）」とあわせてお読みください。

入園(転園)の申込み

「認可保育園等申込みの手引き（令和9年度版）」 P.20、P.21 参照

【申込の有効期間】

- 『申込の有効期間』は、申込日から起算して6か月以内で、入園（転園）月初日が含まれる月の申込みまでです。
- 入園（転園）希望月の利用調整の結果、入園（転園）ができなかった場合は、その翌月も申込みが継続しているものとみなし、『申込みの有効期間』は利用調整を行います。

【4月入園（転園）申込み】

- 2次申込みは、1次申込みをしなかった方が対象です。2次申込み用の募集枠を設けているわけではありません。1次申込みの方の利用調整後の選考となります。

【1月・2月入園の内定後の転園申込み】

- 1月または2月入園が内定した場合、最短で4月入園の2次申込みから転園申込みが可能です。

申込みに関する注意点

「認可保育園等申込みの手引き（令和9年度版）」 P.31、P.34 参照

【希望園の選択】

- 希望できる園の数に制限はありません。
- 希望園の順番は入園（転園）のしやすさに関係しません。
- 募集見込数が『0人』の園も申し込むことができます。募集見込数の公開後に、退園や転園等によって空きが発生することがあるため、募集見込数にかかわらず希望園は希望する順番で記入してください。

【申込みの変更・辞退】

- 申込み後であっても、各月の申込締切日までは、希望園の変更を受け付けます。
- 希望園を変更する場合は、申込締切日までに「入園（転園）申込みに係る変更届」（区様式）を郵送、窓口、FAXまたは電子申請でご提出ください。電話による変更はできません。FAXで提出する場合は、送信後に保育課入園・認定係にご連絡ください。
- 申込み後、家庭状況（住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等）に変更があった場合や、入園（転園）する必要がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。変更があったにもかかわらず連絡がないときは、内定や決定を取り消すことがあります。
- 内定を辞退した場合は、申込みの有効期間内（申込日から起算して6か月以内）であっても、翌月以降の申込みは無効となります。入園を希望する場合は、改めて入園申込み（申込書等一式の提出）が必要です。
- 内定の辞退をした入園（転園）希望月についての「保育所等利用不承諾通知書」は発行できません。

【転園申込み】

- 区内の園から区内の園への転園の場合、転園による空きに対しては、次に入園するお子さんの利用調整を同時に行っています。転園が内定した場合は、いかなる理由であっても辞退して元の園に戻ることはできません。

裏面もご確認ください

障害児等保育

「認可保育園等申込みの手引き(令和9年度版)」 P.27、P.28 参照

- 障害や疾病があるお子さん、発達や発育に心配があり配慮や支援を必要とするお子さんを対象として、発達状況や健康状態等に応じて集団の中での成長を支援できるよう配慮した障害児等保育を行っています。
- 申込み時に申告がなく、内定後に障害、疾病等が確認された場合は、園での受入体制にかかわるため、入園ができないことがあります。お子さんの健康状況、発達状況について、気になることがありましたら申告してください。

利用調整

「認可保育園等申込みの手引き(令和9年度版)」 P.38～P.43 参照

- 利用調整の基礎となる『基本指数』及び『調整指数』の基準日は、申込締切日としています。
- 『基本指数』とは、保護者（父、母）それぞれの保育を必要とする事由（就労や就学など）に応じた指数を合算した利用調整の基礎となる指数です。1人の保護者に、保育を必要とする事由（要件）が複数ある場合は、主たる要件の類型による指数を適用します。
- 『調整指数』とは、保護者やお子さんの状況等により『基本指数』に加点または減点する指数です。
- 『基本指数』と『調整指数』を合わせたものがそのお子さんの指数となります。
- 指数が高いお子さんから順番に希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、園の希望順位にかかわらず、内定を決定していきます。(指数が同一である場合は、『同一指数時の優先順位』により順位が高い方から内定を決定していきます。)
- 基本指数表の類型が『就労』で、申込締切日現在、1か月以上の就労実績（「就労証明書」に記載されている雇用契約等に基づく就労日数・時間）を確認できない場合は、『就労内定』の基本指数を適用します。自営業者については、1か月以上の収入実績を確認できない場合も同様とします。

保育時間

「認可保育園等申込みの手引き(令和9年度版)」 P.48、P.51 参照

- お子さんをお預かりする保育時間は、認定された保育必要量の範囲内で、保育を必要とする状況やお子さんの状況を踏まえて、園長が決定します。
- 入園(転園)当初は、保育時間を短くし、徐々に通常の保育時間に近づけていく期間（慣らし保育期間）を設けています。
- 0歳児クラスの保育時間は、お子さんの月齢によって異なります。
- 延長保育は、園ごとに実施時間や対象年齢、利用定員等を定めているため、申込者全員が利用できるとは限りません。

【問合せ先】 新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係　電 話:03-5273-4527(直通)
FAX:03-3209-2795

令和8年10月